

様

利用契約書

社会福祉法人 きらめき会

特別養護老人ホーム 横浜旭いこいの里

介護老人福祉施設 利用契約書

利用者（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 きらめき会（以下「事業者」という。）は、契約者が、事業者の設置運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 横浜旭いこいの里（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立し日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
2. 契約者は、第19条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(施設サービス計画の作成・変更)

1. 事業者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 事業者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて関係職種と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画（以下「介護計画」という。）を作成するものとする。
3. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
4. 契約者は、事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができる。この場合、事業者は関係職種と協議の上、明らかに変更の必要が無いとき又は契約者の不利益となる場合を除き、希望に沿うよう計画の変更を行うものとする。
5. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合には、契約者及びご家族に対し、その計画の内容について書面をもって説明し、同意を得て交付します。
6. 事業者は、契約者の介護計画を作成するにあたっては、介護保険被保険者証の認定期間内に以下のとおりに介護計画を作成し、また状態に変更があった場合には、その都度、見直しを行い変更するものとする。
 - ① 入居時1ヶ月の介護計画作成
 - ② 利用から1ヶ月経過後 前プランを見直し、状態に応じて3ヶ月の長期プランの作成
 - ③ 入居時・3ヶ月のプラン経過後は状態に応じますが、前プランを見直しし、基本的に6ヶ月単位で見直しを行います。

第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神

的なケア、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理を行うものとします。

第4条(介護保険給付対象外のサービス)

1. 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - ① 契約者が使用する居室の提供
 - ② 契約者の食事の提供
 - ③ 契約者が選定する特別な食事の提供
 - ④ 契約者に提供する理美容サービス
 - ⑤ 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供或いはレクリエーション行事
2. 前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるもの(協力病院並びに近距離の移送料等は除く)に係るサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
3. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第5条(運営規程の遵守)

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置し、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第6条(利用契約期間)

1. 契約期間は、利用しようとする日から要介護認定有効期間までとする。ただし、契約期間満了前までに要介護状態区分の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間満了日とするものとします。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、契約者及び身元引受人から書面による更新拒否の申出がない場合、契約は自動更新され、要介護認定の満了日をもって契約期間満了日とし、以後も同様とするものとします。

第7条(身元引受人)

1. 契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、身元引受人を定め、本契約における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意するものとします。
2. 身元引受人は、本契約に基づく利用の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
3. 身元引受人の負担は極度額 300 万円とする。
4. 身元引受人は、2項、3項の責任のほか、次に定める責任を負うものとします。
 - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込み、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること。
 - ② 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること。
 - ③ 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品(居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く)の引取りなど必要な処理を行うこと。
 - ④ 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、

これを立てないことが出来ます。

- ⑤ 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡若しくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。

第8条(利用基準)

契約者は、次の各号に適合する場合に利用できるものとする。

- ① 要介護が3以上の要介護認定者であること。
- ② 共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療する必要があること。
- ⑤ 契約内容に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方法に賛同できること。

第9条(医療上の対応)

1. 事業者は、契約者が病気または負傷により検査や治療が必要となった場合は、事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう努めなければならない。
2. 事業者は、契約者に健康上の急変があった場合には、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるよう努めなければならない。

第二章 利用料金

第10条(利用料の支払い)

1. 契約者は事業者に対し、第3条に定める介護サービス並びに第4条に定める介護保険給付外サービスについて、「重要事項説明書」に定める利用料を支払うものとする。
 - ① 介護保険給付対象サービス費(自己負担額:サービス利用料金の1割、2割又は3割)
 - ② 居住費
 - ③ 食費
 - ④ 介護保険対象外サービス費
2. 事業者は、契約者が支払うべきサービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、契約者に代わって保険者より支払を受ける(法定代理受領)。
3. 事業者は、契約者に対し毎月15日までに、前月の利用料等の請求書を送付する。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付するものとする。
4. 利用料は、毎月12日にご指定の口座から総額のご請求額を引き落としさせていただきます。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第11条(利用料金の変更)

1. 第3条に定める介護サービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとする。
2. 第4条に定める介護保険対象外サービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明した上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
3. 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することが出来ます。

第三章 契約者の権利と義務

第12条(契約者の権利)

契約者は、本施設の介護サービスに関して以下の権利を有する。ただし、これらの権利を行使することによって、契約者はいかなる不利益を受けることはない。

- ① 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利。
- ② 生活や介護サービスにおいて、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重される権利。
- ③ 必要に応じて適切な介護を受ける権利。
- ④ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利。
- ⑤ 契約者の介護サービスの在り方について異議があるときには苦情を申し立てる権利。(苦情申立先は重要事項説明書に記載)
- ⑥ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない権利。
- ⑦ プライバシー及び通信の秘密が守られ、外部との交流を図る権利。
- ⑧ 安全と衛生が保たれた環境の下で生活する権利。
- ⑨ 思想、信条、性別その他によって差別を受けない権利。
- ⑩ 選挙権の行使、その他社会生活上必要な行為を行う権利。

第13条(契約者の義務)

契約者は、本施設内での介護サービスにおいて、以下の義務を負う。

- ① 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供する義務。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者に従事する職員の権利を不当に侵害しない義務。
- ③ 本施設内の取決め及び事業者またはその協力医師に従う義務。
- ④ 事業者が提供する各種サービスに疑義がある場合に、速やかに事業者に知らせる義務。
- ⑤ 契約者が事業者に対し、届け出た情報提供内容及び各保険内容に変更が生じた場合に事業者速やかに届け出る義務。
- ⑥ 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

第14条(造作、模様替え等の制限及び禁止事項)

- ① 契約者は、居室に造作、模様替えをするときは、事業者にあらかじめ内容を届け出て、了承を得なければならない。また、その造作、模様替え等に要した費用及び契約終了時の原状回復費用は契約者の負担とする。
- ② 事業者の承諾無く居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできない。
- ③ 契約者は、サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと。
- ④ 事業者が定めた以外の物品の持込み。
- ⑤ 施設内での喫煙。

第四章 事業者の義務等

第 15 条(事業者及びサービス従事者の義務)

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は、契約者の体調・健康管理からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
6. 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用は契約者負担とします。

第 16 条(守秘義務等)

1. 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、第 20 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供するには、契約者の同意を得るものとします。

第五章 契約の終了

第 17 条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者に対して 2 週間の予告期間においてこの利用契約期間を解除することができる。但し以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退去することができます。

- ① 第 11 条第 3 項に該当した場合。
- ② 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合。
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が第 16 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第 18 条(事業者の契約解除)

- ① 事業者は契約者に対し、次に掲げる各号の一つに該当したときは、1 ヶ月の予告期間においてこの利

用契約を解除することができる。

- ② 正当な理由無く利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月以上遅滞し、料金の催告にかかわらず催告した日から起算して 10 日以内に支払われない場合。
- ③ 伝染病及び感染症疾患等により、その他の利用者及びサービス従事者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- ④ 契約者の行動が、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ⑤ 契約者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
- ⑥ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑦ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑧ 契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院することが明らかな場合。

第 19 条(契約の終了事由)

次の各号に該当した場合は、利用契約期間は終了とする。

- ① 要介護認定において、契約者が要介護度 2 以下と認定された場合、その介護保険証有効期間開始前日。
- ② 契約者が死亡した場合、その翌日。
- ③ 契約者が第 17 条に基づき本利用契約期間の解除を予告し、予告期間が満了した日。
- ④ 事業者が第 18 条に基づき本入所契約期間の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ⑤ 契約者が病気の治療等その他の事由のため 3 ヶ月以上本施設を離れることが決まった場合、入院した翌日。
- ⑥ 契約者が他の介護保険施設等への入所が決まり、当施設から他施設へ入所となったその翌日。
- ⑦ 法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ⑧ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑨ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

第 20 条(退去時の援助)

入所契約の解除あるいは終了により、契約者が本施設を退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、契約者またはそのご家族に対して、円滑な退去のために必要な援助を行うものとします。

第六章 損害賠償(事業者の義務違反)

第 21 条(損害賠償責任)

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 22 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を知ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 23 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 10 条第 5 項の規定を準用します。

第 24 条(合意管轄)

本契約に起因し、やむを得ず訴訟の必要が生じたときには、事業者の住所地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とする。

第七章 その他

第 25 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を選任して適切に対応するものとします。

第 26 条(協議事項)

この利用契約に定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令及びその他法令の定めるところにより、契約者と事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとする。

以上を契約の証として、本契約は電子契約システムを通じて署名・承認されることにより効力を有するものとする。契約者、身元引受人および事業者は、各自電子署名を完了することにより、本契約の内容に同意したものとみなされる。